

松江市告示第 78 号

松江市交通指導員設置要綱（平成 17 年松江市告示第 26 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 14 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
(謝金) 第 5 条 指導員には、謝金として <u>1 月当たり 9,000 円</u> を支給する。	(謝金) 第 5 条 指導員には、謝金_____を支給する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。